

西尾市地域包括支援センター平坂 重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人田中会
(2) 法人所在地 愛知県西尾市和泉町2番地
(3) 電話番号 0563-57-5138
(4) 代表者氏名 理事長 田中 正規
(5) 設立年月日 昭和31年10月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所
(2) 事業の目的

医療法人田中会が開設する西尾市地域包括支援センター平坂が行なう第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営規定に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 西尾市地域包括支援センター平坂
平成19年4月1日指定 2303200030号
(4) 事業所の所在地 西尾市和泉町22番地
(5) 電話番号 0563-55-7373
(6) 事業所長（管理者） 氏名 伊澤 英二
(7) 当事業所の運営方針

- ①事業所の保健師（経験のある看護師）、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
②事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、利用者の自立に向けた目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
③事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
④事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

- (8) 開設年月 平成19年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の実施地域 西尾市（平坂、中畑、矢田 小学校区）
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日・12月31日～1月3日までを除く）
営業時間	8時30分～17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員配置状況>※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算
1. 管理者	1名		1.0
2. 保健師、経験のある看護師	3名		3.0
3. 主任介護支援専門員	2名		1.5
4. 社会福祉士	2名		2.0
5. 介護支援専門員	1名		1.0

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、介護予防支援として次のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険、又は西尾市地域支援事業から支払われますので、ご契約者の利用料負担はありません。

- (1) サービスの内容（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

① 介護予防サービス・支援計画書の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

② 介護予防サービス・支援計画書の交付

担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス・支援計画書を利用者及び当該計画に位置づけた指定介護サービス等の担当者に交付します。

<介護予防サービス・支援計画書の作成の流れ>

① 事業者は、担当職員に介護予防サービス・支援計画書の作成に関する業務を担当させます。

②介護予防サービス・支援計画書の作成の開始にあたって、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③担当職員は、契約者及びその家族の置かれた情報等を考慮して、介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。

④担当者は、前項で作成した介護予防サービス計画の原案に盛り込んだ指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

③ 介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定介護予防居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス・支援計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請及び要介護認定申請等に必要な援助を行います。

④ 介護予防サービス・支援計画書の変更

ご契約者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が介護サービスの変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

⑤ 介護予防サービス・支援計画書の評価

担当職員は、介護予防サービス・支援計画書に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

⑥介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、契約者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行います。

(2) 交通費（契約書第7条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービス料の提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業の実施地域を越えた地点から片道 10km 未満 300円

事業の実施地域を越えた地点から片道 10km 以上 400円

6. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供時に、当事業所において担当職員を決定します。
- (2) 提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回及びサービスの評価期間の終了月、利用者の状況に著しい変化のあった時には訪問して面接します。
- (3) 訪問での面接を実施しない月は、可能な限り利用者の通所先を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合は、電話等により利用者との連絡を実施します。

7. 虐待防止の対応

- (1) センター又は介護者（家族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- (2) 虐待を防止する為の対策を検討する委員会を開催します。
- (3) 虐待を防止する為の指針の整備をします。
- (4) 虐待を防止する為の従業員に対する研修を行います。
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施する為の担当者を置いています。

8. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 医療法人田中会 事業所管理者

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

○電話番号 0563-55-7373

(2) 行政機関その他苦情受付機関

西尾市役所 長寿課	所在地 西尾市寄住町下田2番地 電話番号 0563-65-2119 FAX 0563-64-0995 受付時間 8時30分～17時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目6番地5号 電話番号 052-971-4165 FAX 052-962-8870 受付時間 9時～17時

令和 年 月 日

介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

医療法人田中会 西尾市地域包括支援センター平坂

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代筆者（関係： ）

住所

氏名 印